

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外債 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月18日

【発行者の名称】 アフリカ輸出入銀行  
(African Export-Import Bank)

【代表者の役職氏名】 チャンディ・ムウェネブング  
常務理事兼グループ・トレジャラー  
(トレジャリー・アンド・マーケット)  
(Chandi Mwenebungu, Managing Director & Group  
Treasurer (Treasury & Markets))

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【住所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー  
ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【住所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー  
ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【今回の募集金額】 第9回アフリカ輸出入銀行円貨債券(2025)  
360億円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2025年10月28日
効力発生日	2025年11月6日
有効期限	2027年11月5日
発行登録番号	7 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし			該当なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 7,500億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 第一部 【証券情報】

< 第9回アフリカ輸出入銀行円貨債券（2025）に関する情報 >

< 後 略 >

### 第1【募集債券に関する基本事項】

< 前 略 >

#### 2 募集要項

< 中 略 >

債券の金額の総額	360億円
----------	-------

< 中 略 >

発行価格の総額	360億円
利 率	年3.14%

< 中 略 >

申込期間	2025年11月19日から 2025年11月27日まで
------	--------------------------------

< 中 略 >

払込期日	2025年11月28日
申込取扱場所	主幹事会社（下記「引受けの契約の内容」に定義する。）の本店なら びに日本国内における各支店および各営業部店ならびに下記（注2） 記載の金融商品取引業者、金融機関および金融商品仲介業者の営業所 または事務所

< 中 略 >

（注2）主幹事会社は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の募集の取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

#### 引受けの契約の内容

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「主幹事会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	36,000

#### 元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と主幹事会社との間で2025年11月18日に調印された元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対

して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売手数料の総額は、本債券の総額の1.00%に相当する金額である。

< 中 略 >

#### 発行代理人・支払代理人兼事務代理人

本債券に関する発行代理人・支払代理人兼事務代理人（以下に定義する。）は以下のとおりである。

名 称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

株式会社三井住友銀行は、本債券に関する発行者の振替機関業務規程等に定める発行代理人（以下「発行代理人」という。）、振替機関業務規程等に定める支払代理人（以下「支払代理人」という。）および事務代理人（以下「事務代理人」という。）となる（以下、発行者のかかる3種の職務を行う代理人を「発行代理人・支払代理人兼事務代理人」という。）。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と発行代理人・支払代理人兼事務代理人との間で2025年11月18日に調印された事務委託契約証書（以下「事務委託契約」という。）および振替機関業務規程等に定める発行代理人・支払代理人兼事務代理人の義務を履行し、その職務を行う。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。事務委託契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで発行代理人・支払代理人兼事務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中 略 >

#### その他

本債券について、発行者は、2025年11月18日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA-の最終格付を付与されている。

< 中 略 >

#### 7 債券の管理会社の職務

< 中 略 >

債券の管理会社は、債券の要項および本債券に関する発行者と債券の管理会社との間で2025年11月18日に調印された管理委託契約証書（以下「管理委託契約」という。）に定める義務を履行し、職務を行う。管理委託契約は、本債権者を受益者とする日本国の民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）第537条に基づく第三者のためにする契約であり、本債権者は、債券の管理会社に対して反対の意思表示をしない限り、本債権者となることによって受益の意思表示をしたものとみなされる。

< 後 略 >

## 第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし

## 第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

## 第4【法律意見】

発行者の法務担当理事であるジョイ・オルブライト氏から次の趣旨の法律意見が提出されている。

1. 発行者は、国際公法に基づき適法に設立され、有効に存続し、法人としての適格要件を備えている法人である。
2. 設立条約および憲章は、すべての参加加盟国により適法に締結および批准され、かかる協定の変更は、国際公法に基づきすべて適法に可決されかつ完全な効力を有するものである。
3. 本債券の発行ならびに関東財務局長に対する訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は発行者により適法に授權されており、設立条約および憲章上適法であり、発行者は本債券の発行ならびに訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出に関し一切の政府の同意、許可または承認を必要としない。

## 第5【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に、発行者の名称、本債券の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本債券に関する2025年11月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年11月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

## 第二部 【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日） 2025年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

半期（自2025年1月1日 至2025年6月30日） 2025年9月30日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月7日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2025年11月7日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし